

運賃及び料金の適用方法

(適用範囲)

1. この運賃及び料金は、当社の行う単身者向け引越サービス「わたしの引越」において、以下のよう
な定型の容器（以下、「BOX」とする）を用いた運送を行う場合に適用します。
 - ・縦 1.0×横 1.0×高さ 1.7mサイズの BOX 単位でのサービス提供であること。なお、本数の上限は2
本とします。
 - ・サービスの提供エリアは沖縄県を除く全都道府県であること。なお、島嶼部・山間部
などの一部エリアでは取り扱いません。
 - ・ドライバーとスタッフの2名で集配を行うこと。
 - ・配達日が指定できること。
 - ・一部地域で時間帯指定お届けが出来ること。
2. この運賃及び料金には、集貨・積込・運送・配達・取卸に係る業務が含まれます。

(運賃及び料金の計算方)

3. 運賃及び料金の計算は、次によります。
 - (1) 運賃及び料金は、BOX 1 本ごとに計算します。
 - (2) 運賃及び料金の計算は、次によります。
 - ① BOX 1 本ごと及び発地と着地の都府県ごとに運賃及び料金を算出します。
 - ②但し、北海道については、札幌/千歳エリア・道東エリア・道北エリア・函館エリアの4エリア
に分けて算出します。
 - ③当社が定めた日付・エリアに発地・着地が該当する場合、BOX 1 本につき 1,000 円から 60,000
円（税抜）の範囲で加算させていただきます。なお、加算する対象日付・対象エリアの郵便番号とそ
の加算金額は、当社のシステムにマスタ設定した上で、システムに基づいて受注時及び集荷時の
運賃提示を行います。お客さまは、加算金額を含む1本あたりの運賃を、当社ホームページにて
ご確認いただけます。（<https://entry.008008.jp/single/>）
 - ④集荷作業日・配達作業日が土曜日及び日曜日、並びに祝日に該当する場合、集荷・配達それぞ
れで BOX 1 本につき、2,000 円（税抜）を加算させていただきます。
 - ⑤集荷作業時間・配達作業時間について、当社が設定した時間帯から指定する場合、集荷・配達そ
れぞれで 1,000 円（税抜）を加算させていただきます。
 - (3) 積込料または取卸料
0 円（当社は積込料と取卸料を収受しません。）
 - (4) 待機時間料
0 円（当社は待機時間料を収受しません。）
 - (5) 利用運送手数料
0 円（当社は利用運送手数料を収受しません。）
4. 本サービスにおける付帯業務は次のとおりとします。
 - (1) テレビ、テレビ周辺機器の取り付け
 - テレビの取り付け、テレビ周辺機器の取り付けの付帯業務について、1 台につき 3,000 円（税
抜）を収受します。
 - (2) 照明の取り外し・取り付け
 - 照明機器の取り外しの付帯業務について、1 台につき 1,500 円（税抜）を収受します。
 - 照明機器の取り付けの付帯業務について、1 台につき 3,000 円（税抜）を収受します。
 - (3) 縦型（全自動）洗濯機の取り外し・取り付け
 - 縦型（全自動）洗濯機・給排水ホースの取り外しの付帯業務について、1 台につき 1,500 円
（税抜）を収受します。

- 縦型（全自動）洗濯機・給排水ホースの取り付けの付帯業務について、1台につき3,000円（税抜）を収受いたします。
- (4) ドラム式洗濯機の取り外し・取り付け
- ドラム式洗濯機・給排水ホースの取り外しの付帯業務について、1台につき3,000円（税抜）を収受いたします。
 - ドラム式洗濯機・給排水ホースの取り付けの付帯業務について、1台につき7,500円（税抜）を収受いたします。
- (5) 家具の分解・組み立て
- 家具の分解の付帯業務について、1台につき3,000円（税抜）を収受します。
 - 家具の組み立ての付帯業務について、1台につき4,500円（税抜）を収受します。
- (6) ベッドの分解・組み立て
- ベッドの分解の付帯業務について、1台につき3,000円（税抜）を収受します。
 - ベッドの組み立ての付帯作業について、1台につき3,000円（税抜）を収受します。
 - 2段ベッドの分解の付帯作業について、1台につき4,500円（税抜）を収受します。
 - 2段ベッドの組み立ての付帯作業について、1台につき4,500円（税抜）を収受します。
 - 電動ベッドの分解の付帯業務について、1台につき9,000円（税抜）を収受します。
 - 電動ベッドの組み立ての付帯業務について、1台につき9,000円（税抜）を収受します。
 - システムベッドの分解の付帯業務について、1台につき12,000円（税抜）を収受します。
 - システムベッドの組み立ての付帯業務について、1台につき12,000円（税抜）を収受します。

(実費負担)

5. 貨物を取扱うため、特別の施設を必要とする場合は特別の負担もしくは特別の作業（異種の運搬具を併用する場合を含みます。）を求められた場合は、実費によります。この場合における実費は、類似業務につき別に定めがあるときはこれを準用することがあります。
6. 消費税及び地方消費税の加算方法（免税対象となる取引は除く）は、次の順序により計算します。
- (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
 - (2) 前号により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は、1円単位に四捨五入します。

(その他)

7. この運賃及び料金に関し、この適用方法に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、慣習または当事者の取決めによります。

以 上